

【民生委員児童委員活動事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<p>◇活動の内容や頻度が委員任せであるため、委員によってその取組み状況に差がある。町として委員に望む活動内容が明確にされていないことが問題である。</p> <p>◇委員の活動状況について、報告書の提出を義務付けているが、件数のみで内容等の報告がなされていない。</p> <p>◇町民にとって、児童委員の役割が不明瞭。</p>	
評価結果	事業の方向性	要改善
	<p>◇委員活動の底上げを図るため、民生委員・児童委員それぞれの活動内容を明確にするとともに、委員交代時の引き継ぎマニュアルの作成や、研修の充実が必要。</p> <p>◇活動状況の報告について、件数等を把握するだけでなく、内容の分析・検討を行い、Q & A集や対応事例集を作成するなど、福祉水準の向上のため、町のバックアップ体制を確立すべき。</p> <p>◇児童委員としての活動にも焦点が当たるよう、児童委員としての活動内容などを積極的にPRすべき。</p>	
	予算額	現行
<p>◇予算の枠内において、研修の実施やマニュアル等の作成に掛かる費用に重点を置くことにより、委員活動の活性化を図られたい。</p>		

概要説明書

事務事業・事務経費名	民生委員児童委員活動事業	体系コード	32111-01
主管課等	福祉課福祉総務担当		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施			
	<input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先:)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先: 寒川町民生委員児童委員協議会 実施主体: 寒川町民生委員児童委員協議会)			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
	民生嘱託員	地域における要援護者への個別援助活動の推進を図るため民生嘱託員をおき、福祉行政関係の連絡事務その他必要の都度嘱託された事務 民生嘱託員報酬の支出事務 年額117,700円(条例)×68人 災害時要援護者把握調査自治会との協力要請事務 救急医療情報キット配付事務	7,866 (報酬)	8,004 (報酬)
	民生委員推薦会	3年に1度の改選期及び欠員が生じた場合に、推薦された民生委員候補者について審議する会議(福祉事業関係者、福祉関係団体代表者、教育関係者、関係行政機関職員、学識経験者等) 民生委員推薦会委員報酬の支出事務 日額8,700円(条例)×12人×2回(県支出金・民生委員児童委員活動費等負担金1,600円×報酬支給委員のべ数充当) 民生委員推薦会委員の委嘱に係る事務 民生委員推薦会委員開催に係る事務 民生委員候補者の自治会への依頼、候補者への説明、委嘱事務	209 (報酬)	209 (報酬)
	寒川町民生委員児童委員協議会補助金	寒川町民生委員児童委員協議会への補助金支出事務 寒川町民生委員児童委員協議会補助金支出事務 活動費負担金4,850円×12月×68人、地区民児協活動費負担金1,360円×4半期×68人(県支出金・民生委員児童委員活動費等負担金全額充当) 民生委員児童委員活動費等負担金に係る報告書等の作成事務	4,328 (負担金補助及び交付金)	4,328 (負担金補助及び交付金)
	寒川町民生委員児童委員協議会事務局	寒川町民生委員児童委員協議会事務局事務 毎月、役員会の開催、資料作成 毎月、定例会の資料作成、配布資料準備 活動報告書取りまとめ 全体協議会、地区協議会、部会の連絡調整	—	—

概要説明書

		協議会の収入支出事務	-	-
普通旅費	民生委員児童委員活動事業に係る旅費			
	県社会福祉審議会民生委員審査分科会、事務担当者会議等旅費		5 (旅費)	5 (旅費)
事業費・経費 計			(a) 12,408	12,546
平成23年度人件費相当額（算出根拠については、事務事業評価シートを参照）			(b) 2,795	/
本事業・経費に係る費用の計			(a)+(b) 15,203	/
事業等の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	<p>民生委員児童委員活動事業は、民生委員児童委員の活動を援助することにより地域住民への的確な援助、相談、指導等を行い、また行政とのパイプ役として、地域福祉の推進を図るため必要である。</p> <p>民生嘱託員：敬老金支給事務協力、敬老会協力、災害時要援護者把握調査、救急医療情報キット配付等、町事業について協力依頼したものに対して支払われる報酬であるため必要である。</p> <p>民生委員推薦会：3年に1度の改選期及び欠員が生じた場合に、推薦された民生委員候補者について審議する会議で、その委員報酬は、条例で日額8,700円になっている。一部、県からの負担金(1,600円×報酬支給委員のべ数充当)がある。</p> <p>寒川町民生委員児童委員協議会補助金：民生委員・児童委員は地域住民の身近なところで、生活困窮者・高齢者・障がい者・児童に対する福祉など多岐にわたる相談・援助の業務を行っている。地域住民の困りごとに対処している民生委員児童委員の資質向上や活動強化のために、協議会に補助金を交付している。補助金については、民生委員法第26条に基づく経費として、県が定める民生委員児童委員活動費等交付基準により市町村に負担金として交付され、この負担金と同額を補助金としている。</p> <p>普通旅費：担当職員が民生委員児童委員活動事業に係る旅費となっている。</p> <p>担当としてはいずれの事業についても必要な事業であると考えます。</p>			

町における類似事業	なし					
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	民生委員児童委員定数及び活動件数(平成22年度)					
	定 数			活動状況		
	民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	相談件数	活動日数	訪問回数
藤沢市	458	35	493	7,747	71,070	101,680
茅ヶ崎市	281	24	305	4,949	48,093	46,866
寒川町	63	5	68	1,357	6,785	6,290
24年度の状況と今後の方針	<p>民生嘱託員報酬については年4回に分け辞退者1名を除く67名に報酬の支払いを行う。</p> <p>民生委員に欠員がでた場合推薦会を開催する。</p> <p>寒川町民生委員児童委員協議会補助金は5分の4を4月に、5分の1を9月に支出する。</p> <p>協議会の定例会、役員会を毎月開催、研修会の実施</p>					
特記事項 (事業の沿革等)	<p>民生委員児童委員は3年任期で次回は平成25年12月1日に一斉改選が行われる。</p> <p>民生委員候補者の推薦については、民生委員児童委員は自治会との係わり連携が大切なので、自治会へ依頼している。</p>					

《ヒアリング・協議の概要》

◇事前に委員から提示されていた「ヒアリング時に確認したい事項等」に対する主管課等の回答は、112・113 ページのとおり。

(委員長) 成果指標の活動件数は相談件数であるとしているにも関わらず、平成 23 年度の活動件数の増加の理由が「災害時要援護者把握調査と救急医療情報キットの配付が考えられる」ということだが、説明が食い違っているように思われるが。

(主管課長) 調査と配付のために戸別訪問を行っているが、その際には、災害時の相談やキットの使用方法などについての相談が伴うという意味で件数に含めている。

(委員) 民生委員の仕事は、地域の実情を把握し、手助けをするというその活動の大変さに比べて報酬が少ないように思う。

(委員長) 民生委員に対し、活動内容、訪問頻度、町への報告回数など、平準化された決まった仕事などはあるのか？

(主管課長) そのような具体的なことを示したものは無い。基本的には、その地域の実情によって変わってくると考える。

(委員長) 確かにそのような面もあるが、活発に活動している委員とあまり活動していない委員とでは、嘱託員報酬の適正度合いが違うと思う。民生委員の質を均一にして、より全体的に高めていくような施策は無いのか？

(主管課長) 現在、民生委員児童委員協議会の役員とも協議しているところだが、研修の場を設けて、そのような全体のレベルをあげていくという取り組みを考えているところである。また、委員は 3 年に 1 度改選になるのだが、その際には全体の約 3 分の 1 の委員が新しい人に変更になる。そういった初めての委員さんのためにも、研修を充実させることが必要であると考えている。

(委員長) 交代時の引き継ぎについても、きちんと引継書がなければ、委員によって差が出てしまうのでは。

(主管課長) その辺についても、引き継ぎが十分でない場合もあったようなので、そういった問題点を解消するよう検討していきたい。

(委員) 民生委員は、地付きの人でないと務まらない。

(主管課長) 町も昔からいる人よりも新しい人の方が多くなっているので、地付きの人ばかりでは到底対応はできない状態である。地域に根ざした方ということで、自治会を通じてそのような方を選んでいただくなどの形で対応している。

(委員長) 毎月提出してもらっている活動状況報告書を基に、町から訪問回数や内容についての指導は行っているのか？

(主管課長) 今後については、そのような指導も行っていかなければならないと考えている。

(委員長) 概要説明書の比較参考値欄の活動状況の平成 23 年度実績を教えてください。

(担当) 平成 23 年度の相談件数は 3,222 件、活動日数は 9,740 日、訪問回数は 7,950 回である。

(委員) 防災面においても、民生委員は大きな役割を担っている。

(主管課長) 現在、町では自治会及び民生委員と連携して、災害時要援護者の把握や要援護者の見守りなどを行っている。地域と一丸となって、取り組む必要があると考えている。

(副委員長) 報酬の記載の部分にもあるとおり、あえて「民生嘱託員」と言っているが、なぜ児童委員の名称が抜けているのか？児童に関することは行わないのか？

(主管課長) そういう事ではない。民生委員の仕事をもっと推進してもらうため、民生嘱託員という表現になっているが、内容的には民生委員児童委員の活動に関係するものである。

(副委員長) 高齢者に関することも大事なことだが、将来を担うべき児童にいろいろな問題

が起きている中、この児童委員がなすべき仕事・役割というのを重要視すべきである。その視点が欠落していると思われる。先ほどの相談件数などで、民生に関する部分と児童に関する部分の内訳は把握しているのか？

(主管課長) それに関する集計はできていない。

(副委員長) 集計できていないというよりは、極端に少ないのだと思う。本来重要な役割を担っている児童委員の部分についても、ぜひ町として力を注いでもらいたい。また、委員の男女の内訳で、女性が7割というのは非常に嬉しく思う。町の他の委員などは女性が少ない。県下も大体このような割合なのか？

(主管課長) 詳細は把握していないが、比較的女性の方が多い傾向にある。

(副委員長) 61.7歳という平均年齢については、他の自治体に比べると若い方なのか？

(主管課長) 他自治体との比較は把握していないが、町としては改選ごとに年々若返っているという状況である。

(委員長) 活動状況報告書の報告内容について、相談内容を分類分けして、集計・分析したり、また、その分析を基に相談Q&A集を作成するなど、町で委員の仕事をバックアップするような体制はとられているのか？

(主管課長) 報告は数字の部分だけであるため、内容の把握にまでは至っていない。

(委員長) 地域住民からの相談や行政とのつなぎ役という仕事には、町のきちんとしたバックアップ体制がなければ対応が難しいであろう。例えば児童委員としては、学校からの情報も重要であるが、各小中学校の学校評議会などに参加はしているのか？

(主管課長) 学校評議会への参加については把握していないが、各学校の主任指導員と児童委員が定期的に連絡を取り、連携を図っている。

(委員長) 児童委員の学校評議会への参加は必要である。学校行事、現在抱えている問題、教育レベルなど、児童委員の活動に必要な情報を把握するためにも必要だと思う。

(委員) 民生委員児童委員とは何をする人なのか、ということが分かりにくいのだと思う。また、外国籍の人がいたり、ひとり暮らしの高齢者が増えたりなど、行うべき活動内容が多様化・増加していることが、なり手がいないということにもつながっているのだと思う。

(委員長) そのような面からも、町のバックアップ体制が重要であろう。委員としての活動内容を明確にする、また、町と委員との業務内容の線引きをきちんと行うなど、町の意向を委員に対し明らかにすべきである。報告書様式の充実やマニュアルの作成など、町の実情に合わせた仕組みを作るべきである。

民生委員児童委員活動事業

福祉課

	確認事項	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果指標の民生委員児童委員活動件数は比較参考値の相談件数と同じだが、これは相談件数か？ ・ 成果指標の活動件数（相談件数？）が平成23年度実績で急増している理由は何か？ 	<p>福祉行政報告例に基づき報告している数値を使用しています。成果指標の活動件数は比較参考値の活動状況の相談件数をあてていただきますので活動状況の相談件数になり、同じ数値になります。</p> <p>各民生委員から毎月提出してもらっている活動状況報告書を基に集計しています。平成23年度に記入方法の研修を2回行い、記入方法の徹底をおこないました。増えているのは、災害時要援護者把握調査、救急医療情報キットの配布等が考えられます。</p> <p>平成22年12月の改選時から委嘱された方は現在42歳から74歳までの方で平均年齢は61.7歳です。その中で1期目の方22名、2期目の方27名、3期目の方8名、4期目の方9名、5期目の方2名で平均就任年齢は5.17年になります。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生嘱託員として報酬が支給されている理由。 ・ 民生員の平均年齢と男性と女性の内訳人数は。 	<p>寒川町民生嘱託員設置に関する規則により、地域における要援護者への個別援助活動の推進を図るため設置し、福祉行政関係の連絡事務その他必要の都度委嘱された事務を処理することになっており、身分は町の非常勤特別職となりますので報酬が支給されておりません。</p> <p>平均年齢は61.7歳で男性19名（28%）、女性49名（72%）になります。</p>

<p>・民生委員として福祉の仕事をしたいとす希望者が少ないようですが寒川は？</p>	<p>町の場合は、前回の一斉改選から自治会から候補者を上げてもらい民生委員として委嘱しています。近隣市、藤沢市、茅ヶ崎市では欠員になっていないところが、町では欠員はありません。</p>
<p>3 ・活動状況が定数比で藤沢、茅ヶ崎より悪いのはなぜか、調査できてますか。</p>	<p>各民生委員から毎月提出してもらっている活動状況報告書を基に集計していますが、報告する件数の記入方法が理解できていなかったため、研修を平成23年度に2回行い、記入方法の徹底を行ったため、平成23年度は件数が増えています。</p>
<p>・高齢社会となり、ますます要援護者への活動が必要となりま。現行の活動報酬が、労が多いわりに少ないと思いませんか？報酬基準は県の指導で決定するのですか？。</p>	<p>民生嘱託員の報酬については、県の指導はなく、町で決定しているものです。</p>